

第1 定期監査

平成26年 2月 3日から平成26年 3月31日までの間における定期監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

平成25年度の監査対象機関のうち、知事部局 6 箇所、教育委員会 7 箇所、警察本部 4 箇所の計17箇所について監査を執行した。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

また、公金管理の適正化を図るために、特別財務調査として、事前通告なしに所属における現金等の保管状況調査を知事部局 7 箇所、教育委員会13箇所の計20箇所実施するとともに、物品等の納品状況について、地方自治法第199条第 8 項の規定による関係人調査を本庁及び地域機関から抽出した12機関に係る40事業者に対して行い、納品業者が保管する帳票等による裏付調査を実施した。併せて、過年度において不正受給案件のあった1 補助金について、今年度の定期監査に併せて関係人調査を実施した。

おって、会計事務に係る月例点検を例月出納検査と併せて実施した。

なお、監査実施機関の名称、監査実施日及び実施方法等は、次表のとおりである。

監 査 委 員

26年監査公表第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 9 項の規定により、平成25年度に執行した監査の結果（平成26年 2月 3日から平成26年 3月31日までの間に執行した機関）を次のとおり公表する。

平成26年 7月29日

京都府監査委員 植 田 喜 裕
同 山 口 勝
同 村 山 佳 也
同 井 上 元

なお、監査執行者は次のとおりである。

監 査 委 員	執 行 期 間
植 田 喜 裕	平成26年 2月 3日～平成26年 3月31日
山 口 勝	平成26年 2月 3日～平成26年 3月31日
村 山 佳 也	平成26年 2月 3日～平成26年 3月31日
園 田 能 夫	平成26年 2月 3日～平成26年 3月31日

実施機関名等	監査実施日	実施方法
京都東府税事務所	平成26年 2月13日・21日	書面監査
自動車税管理事務所	平成26年 2月 4日・19日	書面監査
流域下水道事務所	平成26年 2月18日・19日・27日	書面監査
家庭支援総合センター	平成26年 2月 7日・21日	書面監査
病虫害防除所	平成25年 9月18日・19日・27日・10月1日・2日・21日・11月 8日・21日	書面監査
京都林務事務所	平成26年 1月22日・23日・2月 3日	書面監査
府立北嵯峨高等学校	平成26年 2月 6日	書面監査
府立洛西高等学校	平成26年 3月 4日	書面監査
府立城陽高等学校	平成26年 3月 4日・12日	書面監査
府立西城陽高等学校	平成25年 9月 2日～11月29日	書面監査
府立京都八幡高等学校	平成26年 2月 4日	書面監査
府立木津高等学校	平成26年 2月 6日	書面監査
府立南山城支援学校	平成26年 3月 3日・12日	書面監査

下京警察署	平成26年 2月18日	書面監査
南警察署	平成26年 2月 3日・19日	書面監査
北警察署	平成26年 2月18日	書面監査
向日町警察署	平成26年 2月18日	書面監査
中丹広域振興局	平成25年10月 7日～10日・12月16日・平成26年 2月10日・27日	実地監査
京都南府税事務所	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
自動車税管理事務所	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立体育館	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
総合資料館	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
精神保健福祉総合センター	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
山城家畜保健衛生所	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
南丹家畜保健衛生所	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立図書館	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立洛北高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立北稜高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立嵯峨野高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立桂高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立北桑田高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立西乙訓高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立東宇治高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立西城陽高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立南陽高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立園部高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立須知高等学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
府立盲学校	平成26年 3月19日	特別財務(現金)
文教課	平成25年 7月11日～平成26年 3月14日	特別財務(物品)
府大学振興課	平成25年 7月10日～平成26年 3月14日	特別財務(物品)
中小企業技術センター	平成25年 9月12日～平成26年 3月14日	特別財務(物品)
高校教育課	平成25年 6月24日～平成26年 3月14日	特別財務(物品)

山城広域振興局	平成26年 1月 7日～3月14日	特別財務(物品)
中丹広域振興局	平成25年10月 7日～平成26年 3月14日	特別財務(物品)
丹後広域振興局	平成25年11月11日～平成26年 3月14日	特別財務(物品)
丹後保健所	平成25年11月11日～平成26年 3月14日	特別財務(物品)
府民力推進課	平成26年 1月 7日～3月17日	特別財務(補助金)
例月出納検査(会計事務月例点検)	平成26年 1月28日・2月28日	-
	平成26年 2月25日・3月28日	-
	平成26年 3月25日・28日	-

※ 書面監査のうち監査実施日が「平成25年 9月 2日～11月29日」となっている機関については、この期間に監査委員事務局職員が在庁により検査を行った。

※ 特別財務調査のうち物品等納品状況に係る関係人調査については、指摘等が見られた機関のみの記載とした。

2 監査執行における重点事項

定期監査は、平成24年度分及び監査執行日までに執行された平成25年度分の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、平成25年度監査計画及び監査実施要綱に基づき、次の重点事項を踏まえ執行した。

とりわけ、京都府の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が強く求められていることに鑑み、事務事業の経済性、効率性及び有効性といった視点も踏まえた監査の執行に努めた。

監査における重点事項

(1) 事務事業全般にわたり合规性・正確性を視点とする監査を行うとともに、次の事項については詳細な監査を実施する。

① 契約関係

- ア 契約書・請書が適正に作成されているか。
- イ 予定価格調書が適正に作成されているか。

② 支出関係

- ア 諸手当・旅費が適正に支出されているか。
- イ 納品書等の取扱いは適正か、履行確認は適正に行われているか。

③ 現金関係

- 所属長の点検、現金等の保管が適正に行われているか。

(2) 経済性・効率性・有効性を視点とする監査については、主に監査対象機関の重要施策及び次の事項について、監査を実施する。

① 業務委託の状況について

② 府が事務局を担っている団体の事務の処理状況について

③ 府有資産の活用等、効率的な財産管理について

3 監査の結果

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 指摘

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3

① 支出

- ・歳出科目の誤りを繰り返していた事例が認められた。(文化環境総務課(例月出納検査))
- ・職員が請求書の日付を空白で提出するよう業者に指示し、日付は職員が記入していた事例が認められた。(中小企業技術センター(特別財務調査))

② 契約

- ・原子力防災活動資機材保守点検委託業務において、契約台数よりも点検実績台数が少なかったにも関わらず、履行確認を怠った上に、契約金額のまま支払ったことから過払いとなった事例が認められた。(中丹広域振興局)

(2) 注意

会計一般	収入	支出	契約	物品	財産	現金	課税	納税	工事	その他	合計
0	0	14	6	0	0	6	0	0	1	1	28

第2 財政的援助団体等監査

平成26年2月3日から平成26年3月31日までの間における財政的援助団体等監査を次のとおり執行した。

1 監査実施機関、監査実施日及び実施方法

地方自治法第199条第7項の規定により、府が平成24年度において補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施した。

監査の対象は、①補助金等交付団体(補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体)、②出資団体(資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体)及び③公の施設の指定管理者の中から抽出により選定した16団体である。

監査の実施方法は、監査対象機関等に出向き、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する「実地監査」及び関係書類の提出等を求め、これに基づき関係者から説明を聴取する「書面監査」により行った。

実施機関名等	区分	監査実施日	実施方法
公益財団法人 京都府国際センター	補助出資	平成26年2月13日	書面監査
京都府公立大学法人	補助出資	平成26年1月21日～23日・2月4日	実地監査
公益財団法人 京都府生活衛生営業指導センター	出資	平成26年2月14日	書面監査
公益財団法人 京都SKYセンター	補助出資	平成26年2月17日	書面監査

特定医療法人 美杉会	補助	平成26年3月3日	書面監査
日本管財株式会社	管理	平成26年3月6日	書面監査
社会福祉法人 よつば会	補助	平成26年3月14日	書面監査
一般財団法人 京都府中小企業センター	出資	平成25年12月6日	書面監査
一般社団法人 京都国際工芸センター	出資	平成25年12月18日	書面監査
社団法人 京都府森と緑の公社	補助出資	平成26年2月3日・26日	実地監査
公益社団法人 京都府農業総合支援センター	補助出資	平成26年2月12日	書面監査
京都府漁業信用基金協会	出資	平成26年2月14日	書面監査
公益財団法人 京都府公園公社	出資管理	平成26年3月7日・24日	実地監査
亀岡市大井町南部土地画整理組合	補助	平成26年3月13日	書面監査
公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター	出資	平成26年2月12日	書面監査
公益財団法人 京都府暴力追放運動推進センター	出資	平成26年2月7日	書面監査

2 監査における調査事項

監査は、監査実施要綱に基づき、次の事項を踏まえて執行した。

監査における調査事項

(1) 全般的調査事項

- ア 補助金等の交付団体については、交付の目的に沿って事業活動がなされているか。
- イ 出資団体については、出資の目的に沿って事業活動が行われているか。また、事業活動や経営内容について改善を要する点はないか。
- ウ 公の施設の管理団体については、効率的で良好な管理運営が行われているか。

(2) 財務経理に関する事項

- ア 会計基準等に基づき適正かつ効果的に経理されているか。
- イ 内部牽制(チェック)体制は採られているか。
- ウ 経費の支出に係る証拠書類が、適切に保存されているか。
- エ 契約方法や事務処理について、改善を要する点はないか。
- オ 決算に係る計数は、決算書等の所定の項目に沿って表示されているか。

3 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

補助金等に係る事業、事業運営及び管理委託に係る事業は、いずれも所期の目的に沿って執行されていたが、経理事務について、次のとおり留意を要する事例が認められた。

- ・府から指定管理団体への貸付物品の一部が不存在など適正に管理されていないもの(日本管財株式

会社)

なお、監査対象施設の所管課（健康福祉総務課）に対しても指摘とした。

- ・平成24年度決算において実績のない過去6年分の業務受託料を収益として計上、更に平成25年度からの9年間の未実施業務についても平成24年度収益として計上するなど、不適切な会計処理が行われていたもの（一般社団法人京都国際工芸センター）
- ・一般財団法人京都府中小企業センターの監査において、京都府から無償貸与を受けている物品が所定の手続を経ることなく廃棄されている事例が認められたので、所管課（商業・経営支援課）に対する指摘とした。

なお、上記の他に6件の注意を要する事例が認められた。

第3 監査委員による意見・要望（平成25年度）

監査委員の平成25年度における意見・要望は、以下のとおりである。

① 高齢職員の活用推進

平成25年度以降、公的年金の支給開始年齢引上げに伴い、定年退職後も引き続き再任用職員として在職する高齢職員の増加が予想される中、高齢職員全体の意欲と能力を更に高め、併せて組織活力を維持・向上していくことが喫緊の課題であることから、新たな人事管理制度の再構築を早急に行われたいとの意見・要望を行った。

② 未収債権対策の推進

未収債権については、貸付金等の私債権が増加しているが、公平性の確保と歳入確保を図る観点から、人材の育成や専門家の登用など組織の再構築を図り、引き続き、未収債権対策の充実に努められたい。

とりわけ、高等学校等修学資金貸付返還金については、年間1億円ずつ未収債権が増加しており、このままの状態を放置すれば、制度の根幹を揺るがしかねない状況になるので、より丁寧な借入者の実態把握など、積極的かつ抜本的な対策に取り組まれたいとの意見・要望を行った。

③ 税務行政のあり方検討

京都地方税機構における業務共同化の取組を積極的に推進するとともに、府税事務所等の組織のあり方について検討を進められたい。

また、京都地方税機構への京都市の参画を促すとともに、国税との連携強化を進められたい。

さらに、電子納税など、収納チャンネルの拡大により更なる納税者の利便性向上と収税確保に努められたいとの意見・要望を行った。

④ 「明日の京都」の着実な推進等

「明日の京都」の計画改定に当たっては、これまでの取組内容と進捗状況をしっかりと検証し、府民

の声が十分反映された計画とされたい。また、計画の各施策・事業が着実に執行できるよう、財政見通しに加え、組織体制なども一体的に検討されたい。

その理念を広く府民に知ってもらうため、全庁一体的な取組を進めることによって、認知度の向上に努められたい。

また、新たな行財政プランの策定に当たっては、より質の高い行政サービス実現のため、現行プランの検証を十分に行われたいとの意見・要望を行った。

⑤ 旧「私のしごと館」の活用推進

旧「私のしごと館」については、今後の展開に当たって、各界各層の意見に加え、府民の意見を聞く仕組みづくりについても検討されたい。

また、国際的なオープンイノベーション拠点として、オープン後の運営に当たっては、国や民間資金の活用等により経費の縮小を図るなど、効率的な運営を行われたいとの意見・要望を行った。

⑥ 原子力防災対策の推進

原子力災害発生時におけるUPZ圏内からの円滑な避難体制の確保、要配慮者の受入体制の確立などについては、府県域を越える広域的な対応が求められているものであることから、国・府・市町村それぞれの役割分担を明確にするとともに、関西広域連合間だけでなく、他の府県との一体的な連携の構築を図られたい。また、国に対して、必要な法的整備を含めた対応を求めるなど、全国知事会等を通じた働きかけも強められたいとの意見・要望を行った。

⑦ スポーツ・文化施設の効率的・効果的な運営

京都スタジアム（仮称）の建設に当たっては、地元住民の意向、周辺環境に十分配慮するとともに、完成後の運営に当たっては、効率的・効果的な運営方法、収益の確保対策について、十分に検討されたい。

新総合資料館（仮称）については、効率的・効果的な運営となるよう十分な検討を進めるとともに、府民サービスのより一層の向上を図る観点から、京都文化博物館や府立の各図書館等と有機的に連携し、貴重な文献・資料の府民利活用の向上や学芸員等の人材の有効活用に努められたいとの意見・要望を行った。

⑧ 淇陽学校の効果的な運営

淇陽学校については、退所後、約半数が退学している現状を踏まえ、退所後においても児童相談所や学校等と連携したアフターフォローや家庭支援に積極的に取り組まれたい。

また、入所生には各児童の現状に沿った専門家による適切な対応をきめ細かに実施するとともに、小舎夫婦制の運営のための人材確保や公教育に係る環境整備などの課題に、積極的に取り組まれたいとの意見・要望を行った。

⑨ 着実な雇用対策の推進

緊急経済雇用対策基金の実施事業効果の検証、事業の再構築を行い、上向きつつある雇用情勢が停滞

することのないよう取り組むとともに、非正規雇用の増加や事業主と労働者ニーズのミスマッチなどの課題に対しても、しっかりと対応されたいとの意見・要望を行った。

⑩ 公共事業の着実かつ効果的な執行等

公共事業予算の執行に当たっては、外部技術者の活用など柔軟な対応も含め体制を確保するとともに、工事品質の確保や安全対策を徹底した事故防止など、事業効果が早期に現れるよう努められたい。

「府民公募型安心・安全整備事業」等の事業採択に当たっては、府民への分かりやすい説明に配慮されたい。

集中豪雨対策については、府民への積極的な情報提供を行うとともに、今後の計画についても早急に策定し、丁寧に説明されたい。

また、土砂災害のおそれのある区域については、ハザードマップの作成など、市町村の避難誘導策を

積極的に支援するとともに、ハード整備率が低位にある実態を踏まえ、引き続きその整備に全力をあげて取り組まれたいとの意見・要望を行った。

⑪ 特別支援学校における職業教育等の充実

特別支援学校における職業教育については、就職率が全国平均をやや下回っている状況を踏まえ、生徒の希望実現に向け一層尽力されたい。

また、現在の教育内容は、「企業ニーズ」と必ずしも一致していない状況であることから、施設とスキルを持つ職業訓練校と連携するなど、効率的・効果的な手法の導入に取り組まれたい。

障害者雇用については、職業教育や職業訓練、企業ニーズの情報収集や分析、更に職業相談や企業開拓などの支援が、一連のものとして行われるよう、関係部局が一体となった取組に努められたいとの意見・要望を行った。